

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
内閣官房長官 菅 義偉 殿
厚生労働大臣 加藤勝信 殿
財務大臣 麻生太郎 殿

人生100年時代におけるシルバー人材センターへの支援を求める意見書

わが国においては、人口減少、少子高齢化が進展するなか、人生100年時代を迎え、誰もが生涯現役で活躍する社会の実現が求められている。

シルバー人材センターは、地域に密着した就業機会を提供することにより、高齢者の社会参加の促進、生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化に繋がっており、医療費や介護費用の削減に貢献しているところである。

また、昨年政府がまとめた「全世代型社会保障検討会議」の中間報告においても、元気で意欲あふれる高齢者が、その能力や経験を発揮し、年齢にかかわらず活躍できる社会を創る必要性が指摘されており、シルバー人材センターの果たす役割の重要性と地域社会からの期待はより一層大きなものとなっている。

このような中、国の施策の実現や地方自治体及び地域社会の期待に応えるべく、シルバー人材センターにおいては、令和6年度末までに「第2次会員100万人達成計画」を踏まえ、会員拡大に取り組み、とりわけ女性会員の拡大を推進されているところであるが、新型コロナウイルスの感染拡大によるシルバー事業への影響や令和5年10月に導入予定の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」がシルバー人材センター事業に及ぼす影響は極めて大きいことから安定的な事業の推進ため、下記の事項について、早急に取り組むことを強く求めるものである。

記

- 1 令和3年度シルバー人材センター事業の推進のために必要なセンターに対する補助金等を確保すること。
- 2 令和5年10月に導入予定の消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）においては、免税事業者との取引については消費税に係る仕入れ控除が認められなくなる。

シルバー人材センターが会員に支払う「配分金」には消費税を含んでおり、ほぼ全員が免税事業者であるセンターの会員についての仕入控除が認められないことになることから、センターは配分金に含まれる消費税相当額を負担し、納税する必要が生じる。しかしながら、シルバー人材センターは公益法人であり、「収支相償」の原則から剰余金はなく、この消費税を負担することになるとセンターの事務局体制を維持し、事業運営を行うことが出来なくなる恐れがあることから、安定的な事業運営が可能となるよう必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月14日

四條畷市議会